臺灣昌新報 夕刊 七月十五日
夕刊定價一部金五錢

コレラ患者臺北に潜入

梧棲から臺北に來り 新竹で眞性と決定

臺北での立寄先不明

（新竹電話）健康地を以つて誇る新竹市に青天の霹靂の如く突如コレラの發生を見た、患者は臺中州大甲郡梧棲番地不詳李木生(五一)と云ひ十四日新竹市水田二〇一吳賢方に滯在中午後九時頃醫師に見せた所疑似コレラと診定新竹州衞生課に報告したので檢便の結果眞性と決定、コレラ侵入の徑路につき目下取調べ中であるが本人は最早口もきけず周圍のものの語る所によれば數日前梧棲から臺北に出で再び梧棲に歸つたが警戒嚴重で捕はれることを恐れ自宅に歸らず新竹の緣故を賴つて來たものらしく果して然りとすれば臺北、新竹の各所に菌を撒き散らしてゐるものと見ればならず州では市と警察署の衞生係幹部と共にこれが防遏について協議中である（號外再錄）

臺北でも急遽動員し 檢病調査を手配中

新竹に發病の報に 宮川衞生課長談

臺中州梧棲街のコレラ保菌者が所用のため臺北に來て歸途梧棲街が檢病のため警戒嚴重なのを知り新竹に下車してから發病した事は別項の通りだが臺北州衞生課では十五日午前十時半に此報告を受けたので目下檢病調査の手配中だが之れに就いて宮川州衞生課長は語る

タッタ今其報告を受けたので新竹に照會中ですが患者が臺北に來たか全く不明なので折返し患者に就いて有りますから直ぐ返事が來る筈です、臺北州としては其返事と同時に防遏泊地の取調を依賴して置いて居ますので其返事を待つのみとなつて居まするやうに準備は出來て居ますと云つてゐたが臺北州としては大稻埕、萬華方面の本島人の出入多き地域に深甚の注意を拂つて居る（號外再錄）

列車檢疫開始

師警官を特派することになつた（號外再錄）

臺北州では急遽 防疫の大評定

係官を召集して對策

總督府では極力虎列刺の防止に努めてゐるが十四日新竹に飛火し益々蔓延の兆があるので近く列車檢疫を開始する筈であるが梧棲及び沙鹿の住民は當分の間足止を命じ沙鹿驛には防疫醫

市内を虱潰しに 患者の立寄先捜査

臺北州の應急處置

コレラの發生地梧棲から臺北に出で新竹で發病した李木生（五）の立寄先については當局に於て極力捜査中であるが

梧棲に又も眞性二名

【臺中電話】梧棲街四七八陶器行商人陳琴（四三）及び三男陳火傳（一三）の父子は十四日發病し、檢鏡中の所十五日朝眞性と決定した

傳染徑路は明白

船闘係の者ばかり

安達臺中州衞生課長談

右安達課長は語る

ワクチン二萬人分を

督府から厦門へ寄贈

日支親善の立場から

日支親善の意味から厦門の博愛醫院にワクチン二萬人分を寄贈して、漸次に當地に於ける支那人の希望者に施行することとなつた、右二萬の注文が到着してゐるが之れを電報で厦門へ送つてやるのは勿論、其の他に厦門に於ける日本人及び支那人の希望者にも施行することとなつた

火の鳥 (140)

前田長作 橋本邦助畫

鮎（五）

發生地を中心に 防疫に大活動

新竹州必死の防禦陣

患者の立寄先を 刑事的捜査

新竹の患者は重態

新竹州でも 豫防注射

今度は一回式で

米棉崩落

無絃琴

その日その日

傳染病豫防ポスター

涼しい つけ心地 汗にみだれず 常に清らかな

ムーリケトール

で白粉です 白粉でクリームです 下地もいらず、たゞおすり込みになるだけで、お肌もやわらかなスピード化粧料

一分間美白料

東京・平尾賀平商店

新庄郡の留置場破り
最後の一人も逮捕
之れで三名全部捕はる

十五日午前五時頃新庄郡五股庄瀬音坑字坑口の山中に新庄郡警察課留置場破り犯人陳根樹を發見山本刑事以下刑事防犯全刑事並に渡邊受持巡査等總掛りて格闘の末逮捕した、之で留置場破り犯人三名とも全部を捕へた譯である

紳士協約の要旨
佛外務省が發表
各方面から重視さる

【ローザンヌ十四日發電通】ローザンヌ會議に於て締結された英佛協約の條項は十四日午後發表されたが、その要旨は左の如くである

一、ローザンヌ條約の批准に關聯し兩國政府は之の實施期間に於ける協定が成立するまでは效力を發生すること

二、ローザンヌ條約の批准が滯なく實施されるやう兩國政府は協力すること

三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を公表すること

四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

四十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

五十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

六十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

七十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

八十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

九十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百二十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百三十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百四十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百五十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百六十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百七十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百八十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

百九十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百二十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百三十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百四十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百五十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百六十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百七十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百八十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

二百九十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十三、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十四、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十五、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十六、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十七、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十八、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百十九、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百二十、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百二十一、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百二十二、ローザンヌ條約の實施期間に於ける兩國政府の協定は之を國際聯盟事務局に登録すること

三百二十三、ローザンヌ條約の實施期間に於

殘月譜 (230)

志乃田迪司作

清水三重三畫

豫言(四)

豚の鼻の水に流れて、諺を嘲へて居る幅之助。

ばたばたっと駈けつけて來た三子ヶ浦が。

「旦那、旦那さま」

「何だ、一郎」

「何だも、かんだもありやしませんよ、あーあー、人騒がせな旦那さまだ」

「どうしたんだ、一郎」

三子ヶ浦、驚愕して。

「來ましたぜ」

と、眼をかがやかした。

「何が來たんだ」

「ちょろ！」

吾狩して三子ヶ浦。

「旦那、自慢つくれてはいけませんや」

「おかしなことを叫すな、其方は一體、誰かお訪ね下さったのぢや」

「それ、あの方と御懇います」

「この方とは！」

こと！」

にっこり、其處には、てるが、立つて居たのだ。幅之助の眼が、嘲笑に、一十郎、つた。そして三子ヶ浦を見た。

「はは、これだから、おんなに關り易いのだな」

と心のうちで——。

「どうぞ」

幅之助、にこりともせず、云つた。

「ほほ、相變らずお口のうまいこと」

返つて、てるに、てるは、さつさと玄關へ上つた。

三子ヶ浦は、氣をきかせて記念圖書を殘した。

たものですな、旦那さま」

「可」

「へん、厭く、いらっしゃいんて、悴たせるんです」

「ほう、えらい、御叱りだな」

何時にない、いい御機嫌で、幅之助は玄關へ出て來た。

「まあ！お久しぶりで御座います

映畫時評

與へられた課題を正しく解く「人生案內」

岩崎昶

傑作が「人生案內」——「ドゾバス家騷動」や「サンドンガ」ではなく——によつて始めてソヴエートのトーキーの門を潜きいれられたといふことは幸福だといはなければならない「人生案內」は非に時局的にソヴエート出來の最初の百パーセント・トーキーであるだけではなく、實際的にもソヴエートのトーキーの百パーセントな水先案內として書かられるに値す

いものに與へられた課題——政治的製術的課題——をもつとも正しく解決した點にある。いたとはいへなくとも、少くともそうとう努めた點にある

◇

「人生案內」に關しては映畫批評の筆をとるものの殆と總てが、ほゞ一致して最も

漢文臺灣日日新報

既定經費節約斷行
新規事項概不要求
大藏明年度豫算編成方針

十五日東京電。政府既警農村救濟策既忙。明年度豫算編成爲遲。高橋蔵相。去十四日午後三時。於官邸開豫算省議。議決豫算方針。附議十五日定例閣議。五時散會。

▲大藏原案

一、八年度。既定經費節約斷行。　二、新規事項。一切不要求。

三、滿洲事件費。別途審議。　四、概算限八月十日。提出大藏省。

五、各特別會計。概算限八月三十一日提出。

蔵相於閣議席上。合言財政反映時局。其難遑盛。古所未有。以促諸閣僚。大爲決意。而滿洲事件費。農村救濟國債。勢必增加。編成方針。決定不弱公債政策。閣議席上。合應討論如左。

一、赤字國事業公債。今後如何辦理。　一、增稅斷行。

一、激增公債如何抑壓。　一、有無根本財政匡救策。

現內閣。於財政問題。熱心程度如何。救濟策如何。不問自明云。

虹江北皇軍撤
十七日起與戰前同
十四日已照會中國

十四日上海電。我陸戰隊當局。鑑於事態回復。決定十七日。自虹江以北我撤收第四區（日本人墓地在內）撤兵。去十四日。通告中國。於是撤兵全軍。復如戰前。十七日以後。我軍駐入租界及延長道路地域內云。

華軍修理吳淞砲臺
我共同委員會抗議

十四日上海電。最近吳淞砲臺。上海戰爭參加第八十七師砲兵大隊。多數築爲保衛圍。潛入修理。斯爲數日華停戰協定。而背中國軍不撤出之項。我軍決定十五日。提出共同委員會。以求中國反省云。

拉哈站死傷
送到齊々哈爾

齊々哈爾電。拉哈站死傷者。十四日午前十一時。到齊々哈爾。鐵之如左。

▲死　故長谷川文雄。兒島重之兩氏遺骸。

▲傷　滿鐵社員小野塚秀雄（旅部）松劍重傷。東亞土木會員大西與一上等兵。奏忠八郎。二等兵本間初五郎。（第一部）普通統制重懇。二等兵笠間盛五郎。

吐瀉疫蔓延至沙鹿
當局擴大防疫範圍

梧棲街。自發生吐瀉疫以來。由州下各都。派到應援巡查數十名。遮斷交通。從事各戶檢病調查。然去十三夜。有王朱在。自沙鹿至梧棲自宅死亡。死因斷定爲吐瀉疫。是故當局擴大防疫範圍至沙鹿。東由各部。派防疫醫官數十名。往沙鹿。極力防遏云

會之父子
決定盲性

梧棲街四百五十六番地會

府衛生課長
視察梧棲

臺中州衛生課長。去十四日下午抵臺中。十五日赴梧棲。沙鹿方面。視察防遏狀態。又安達臺中州衛生課長。僧會田管府技師。去十四日頃赴梧棲。調查防遏。期無遺憾。

臺南州下
警戒各港口

臺南州。因隣接臺中州。發生吐瀉症。頗受脅威。去十三日。由州衛生課。各都署。協議防疫方法。通牒左如左。

一、東石郡。東石港。同布袋港。虎尾郡海口。北港郡新港。北門郡北門港。安平港等。出入船舶船員及乘客。竝各港在住郡民全部。施種防注射。

二、臺南州下沿岸漁民。實時禁止。出漁于梧棲方面。其他北部近海。

三、不見海。港檢疫。港之海口。如布袋。新港。北門等。暫時準作海港檢疫。行梳便檢查。

高雄州活動
力防止侵入

高雄州爲防止虎疫侵入。於州市警察當局。協議防疫方法。決定左如。

一、船夫收容　一、船夫二名。已判明。爲保菌者。即時收容於隔離病舍別室。

既死亡四名

吐瀉疫。自去十二日初發以來。死亡者。合興號乘組員三名。梧棲街民一名。計有四名。罹病者。有前記會江。髮女子二名。及保菌者二名。

臺北市配布
豫防宣傳單

就中部發生吐瀉疫。北部厳張警戒網。以防其侵入蔓北州。且於去十四日午後二時。召集市渡邊衛生課長等。種々協議。市則印刷吐瀉疫豫防宣傳單四萬枚。十六日。配布。以促市民自覺云。

赴梧棲店員
希自行受注射

既報梧棲發生吐瀉疫。症患者臺中市內某商店店員二名。去十二日爲生理關係赴梧

吐瀉疫侵入新竹
梧棲人李木生出北
歸途寄足於新竹發病
州市警察署協力攻究對策

新竹市。此次忽被吐瀉疫侵入。突如青天霹靂。查其患者。爲臺中州大甲郡梧棲人李木生。年三十一。去十四日。常跡於新竹市水田二百一番地吳賢宅中。午後九時。忽然嘔吐。十五日午前六時。受醫師診察。被斷定爲疑似吐瀉疫。報告於新竹州衛生課。檢便結果。決定爲疫性。就其侵入徑路。現正調查中。本人早已不能言。據其周圍之人談云。彼於數日前。由梧棲。往臺北再歸梧棲。因警戒嚴重。不歸自宅。而轉到新竹。若然。則彼應散布病菌於臺北。新竹各處。州與市。警察署衛生係幹部。現正協力攻究對策云々。

奉祝城隍廉賣
南投商工會主催
得同街役場後援

既報南投商工會。乘當地現在貯水池。一夜之水量。僅餘五尺餘深。若遮用時。定見斷水。爲是水道係。于去十三日。向需用者。發出注意條項如左。

一、每日所要洗衣水及飲食水。須用熙柿貯置。

二、若用于以外之途。亦不准濫用。

三、不准用水道水撒布街路。及庭園等。

四、宜守水道用水取締法。違者斷然命令給水停止或處罰五圓以下之科料等。

臺北市小公校
稅感想文

臺北市役所稅務課。前此欲鼓吹市內小公學校兒童納稅思想。映畫活動寫眞。

高雄綠町中州貝類
漁業權付與漁組
此後禁人採取

高雄市綠町及中州方面內海。所產之蛤牡蠣。其他之貝類甚多。先前高雄市民。若遊其處者。得願便往海中採取爲樂。然去五月二十三日。當局將專用漁業權設定之也。

美術展會期中
擧競技會勸誘參加店
賛成者達百二十軒餘

督府殖產局主催。訂來二月十日起。至二十四日。將開於舊府衙之商業美術展會期中。決定開市內各商店見本厨裝飾。競技會。目下受勸誘參加店。達百三十餘軒。對此參加店。依各專門家審查。決定一等一名。二等二名。三等三名。授與賞品。其他計優秀者。授與賞狀。殖產局勸奬費。急施海洋調查。及速查默漁魚場所開。凡七項云。

北署管內
腸疫激減
僅三十七名

北署衛生係調查。本年一月至七月。十二日。僅三十七名。較之昨年同期間。約減去二十名。且罹是疫之人。概居不受豫防注射。查其原因。乃值注射日他出。延之又延。終竟罹是疫。觀此。足以知豫防注射之效果。故希望一般。如是著手。

竹州漁組代表
建議打開策

新竹州漁業組合代表。去。據北署衛生係調查。本。腸窒扶斯。激見減少。自。

瑞芳水道
注意用法

瑞芳簡易水道。自敷設以來。使用者日增。現已達八千餘戶。因該水源之湧水量有限。且瑞芳派出所及小學校之高原地。屢告水壓不足。苦於斷水。且

中外要電
豫防地金定法買收

政府爲產金奬勵計。所買地金之値。因漸次變動。最近二三箇月。殊不養表。蓋以買爲居奇者衆。且有偽造金製品。仍照均衡產金奬勵之宗旨。因改買入方法。錄之如左。

一、政府買收地金之價格。左之如左。

一、每匁（百）圓以上。（百）圓以下。

二、產金業者。最近一箇年逐月分別。將所產金額。及今後一箇年逐月所料金額。竝所欲賣希望金額。詳記願書。提出二通。經日本銀行。

三、本國人民。願書。審查。

四、買收代金。本國金貨類。其他條件。經日本銀行。通知願人。

革新黨決定加閣
首相招待上院各派

齋藤首相。去十四日夜。招待貴族院各派交涉委員。於官邸。開晚餐會。首相。通其對時局之信念。以求貴族院各派諒解云。

竹州漁組代表
建議打開策

新竹州漁業組合代表。去十四日。齊至州廳。向水產係長內。藤州技師。陳情漁

馬占山雖據木蘭東北方天險
親兵多失命懸旦夕

十四日哈爾賓電。馬占山。因日滿兩軍追擊急。極窘危險。從來一輛二十。追擊砲多數彈藥。總指一命。退於東興鎮方面。然以身邊刻々危險。代退却。一面滿洲國軍。去十一日午後六時頃。移其主力於東興鎮。擒馬軍七十名。彼無線機械全部。追擊砲二門。機關銃小銃。彈藥二十箇。現知馬現仍龍城於木蘭東北方之天險地帶。其運命假迫在旦夕云。

北署管內
腸疫激減
僅三十七名

臺北署衛生係調查。本年一月至七月。十二日。僅三十七名。較之昨年同期間。約減去二十名。且罹是疫之人。概居不受豫防注射。查其原因。乃值注射日他出。延之又延。終竟罹是疫。觀此。足以知豫防注射之效果。故希望一般。如是著手。

會之父子
決定盲性

梧棲街四百五十六番地會

吐瀉疫蔓延至沙鹿
當局擴大防疫範圍

梧棲街。自發生吐瀉疫以來。由州下各都。派到應援巡查數十名。遮斷交通。從事各戶檢病調查。然去十三夜。有王朱在。自沙鹿至梧棲自宅死亡。死因斷定爲吐瀉疫。是故當局擴大防疫範圍至沙鹿。東由各部。派防疫醫官數十名。往沙鹿。極力防遏云

府衛生課長
視察梧棲

臺中州衛生課長。去十四日下午抵臺中。十五日赴梧棲。沙鹿方面。視察防遏狀態。又安達臺中州衛生課長。僧會田管府技師。去十四日頃赴梧棲。調查防遏。期無遺憾。

臺南州下
警戒各港口

臺南州。因隣接臺中州。發生吐瀉症。頗受脅威。去十三日。由州衛生課。各都署。協議防疫方法。通牒左如左。

一、東石郡。東石港。同布袋港。虎尾郡海口。北港郡新港。北門郡北門港。安平港等。出入船舶船員及乘客。竝各港在住郡民全部。施種防注射。

二、臺南州下沿岸漁民。實時禁止。出漁于梧棲方面。其他北部近海。

三、不見海。港檢疫。港之海口。如布袋。新港。北門等。暫時準作海港檢疫。行梳便檢查。

高雄州活動
力防止侵入

高雄州爲防止虎疫侵入。於州市警察當局。協議防疫方法。決定左如。

一、船夫收容　一、船夫二名。已判明。爲保菌者。即時收容於隔離病舍別室。

既死亡四名

吐瀉疫。自去十二日初發以來。死亡者。合興號乘組員三名。梧棲街民一名。計有四名。罹病者。有前記會江。髮女子二名。及保菌者二名。

臺北市配布
豫防宣傳單

就中部發生吐瀉疫。北部厳張警戒網。以防其侵入蔓北州。且於去十四日午後二時。召集市渡邊衛生課長等。種々協議。市則印刷吐瀉疫豫防宣傳單四萬枚。十六日。配布。以促市民自覺云。

赴梧棲店員
希自行受注射

既報梧棲發生吐瀉疫。症患者臺中市內某商店店員二名。去十二日爲生理關係赴梧

美術展會期中
擧競技會勸誘參加店
賛成者達百二十軒餘

督府殖產局主催。訂來二月十日起。至二十四日。將開於舊府衙之商業美術展會期中。決定開市內各商店見本厨裝飾。競技會。目下受勸誘參加店。達百三十餘軒。對此參加店。依各專門家審查。決定一等一名。二等二名。三等三名。授與賞品。其他計優秀者。授與賞狀。殖產局勸奬費。急施海洋調查。及速查默漁魚場所開。凡七項

臺灣總督府交通局鐵道部編纂
臺灣鐵道旅行案內
送料共　定價金貳圓五拾錢
發行所　臺灣日日新報社

金言マッチ
歯がたゞかマッチがたゞか
仁丹三錢分を添へて……一錢
Tinton

足を腐せよ水虫絶やせ
水虫に
ポンホリン
發賣元　鎭塩野義商店

凡ての眼病に　しまずに良く効く
目藥アドラ
20錢 30錢 50錢
販賣所　參昌藥業株式會社

蛇順過
蜂、蒋蛇、南京蚊、ムカデ、蚊等にも是さへあれば
(說明書進呈)
壹個入壹包五拾錢
內地送料包迄十錢
京都寺町通小路
鳩居堂

臺灣日日新報
本社印刷
本日夕刊共二十頁
臺北市榮町一ノ一九
臺北市榮町一ノ一九
臺北市榮町一ノ一九

農村救濟と組合力の利用
資本經濟主義の長所を顧れ

一

臨時議會を目前にして農村問題者が與論などから臨時議會で促されてゐる農村救濟問題は今後如何なる對策を以て取扱はるのか、この問題くらゐ現在において國民注視の的になつてゐる緊急問題はない。救濟案については帝國議會や町村長會議或は全國各地よりの代表者の陳情、陳情團が數百に及んでゐるとあるが、注目すべきは從來の農村救濟問題の名の下になされた施設が多くは農村の有力者層には增主義經濟の結果になつてをり、從つて農民救濟を策へた代表たちも國元に歸れば小作人を相手に伸縮くらゐをやらねばならぬ連中であつた、所がかゝる數の數は問題を農民全體を通じての大運動で資本主義經濟に對する我國農業經濟の行詰りの發展につき一擧的に救濟せんとするものであつて、放任するに於ては國體の危機をさへ招來する重大問題である。

二

農村救濟に關する陳述、建議等を通じて農村人の要求と其の心境とを察するに、大同小異でその共通點は、農業物の市價引上及び安定策、救濟米穀の實施、低利救濟資金の供給、金利の一般的引下げ策、既往農村負債の支拂猶豫、各種組合負擔加入組織負擔經減更に米價引下や米穀統制の主張、肥料の値下等々が叫ばれてゐる。これを以てみれば農民の要求は政府の力と政策に負ふ依頼してゐるやうであるが、一部陳情者は國家を通じて取返さねばならぬといふ感情を遺憾にして來てゐるのである。識者はこの思想的推移を重大視してゐる。

三

從つて今日の救農策の根本義は今日の窮狀に至らしめた所の資本主義經濟の農村攻勢を壓止でやることにある。然らずば如何に一時の金融や減租の方策を講ずても今のまゝの經濟機構の下にあつては何時迄も繼續することが出來ない宿命的なものとなつてゐる。吾々の信ずる一策としては現在の產業組合法による信用、販賣、購買、利用の各組合の擴張活用を見つけてすることで、謂ゆる農民が强い資本主義產業に對抗的に對抗するにはどうしても自己資本經濟主義の長所利用の他はない、資本主義經濟を否定しない限りは、現代の經濟機構を通じ消費者への武器は除かに資本と經濟の團結の力による產業組合に求める他無いのである。例へば現在の農村救濟は元來救濟の小農制度、農村に於ける勞力分配の不均衡不均衡等に資本もので小農制度を基礎に改めるのは出來ない相談としても、せめて耕作地の合併共同方法、蠶業の共同管理等を以つて資本を集積し土地、勞力等を合理協力して從れば資本の節を充分にあると信ずるのである。

明年度豫算編成方針
十五日閣議で決定
本年度時局應急施設費と共に

【東京十五日發電通】十五日の定例閣議に於て決定したる明年度豫算編成方針は概ね左の如し

一、新規事項の要求は眞に緊急已むを得ざるもののみに限ること

二、現行の經費に就ては各省力めて既定經費の節約をもつて之が財源に充つること

三、滿洲事件費に就ては今後の情勢に應じ別途審議すること

四、昭和八年度豫算は昭和七年八月十日限り提出すること

五、各特別會計に於ても前各項に準じその豫算は八月二十五日限り提出すること

六、時局に對する應急施設に關する經費は八月二十五日限り閣議決定の結果に依り追加提出すべきこと

七、時局に對する應急施設に關する經費の件、來る臨時議會に昭和七年度追加豫算として提出すること

官吏身分保障法案
閣議で修正の上決定
近く御諮詢の手續を執る

【東京十五日發電通】十五日の閣議で左の件を決定した

一、奏任文官、特別任用令申請の件

一、昭和五年六月七日付の手形に關する三條約御批准の件

一、貿易生絲審査會規則制定の件

一、人事

依願免本官

休職陸軍歩兵少佐　岸本　正雄

依願免本官

陸軍歩兵少佐　岸本　正雄

【東京十五日發電通】政友會は十五日午前十時より前田幹事長室に於て左の件を決定した

一、文官高等分限委員會委員に內閣記官長を加へ六名とす

一、文官普通分限委員會委員は部外二名都合內二名とす

一、文官高等分限委員會長は首相之を代理す

閣議決定事項

【東京十五日發電通】十五日の閣議で左の件を決定した

一、奏任文官、特別任用令申請の件

一、昭和五年六月七日付の手形に關する三條約御批准の件

一、貿易生絲審査會規則制定の件

一、人事

休職陸軍歩兵少佐　岸本　正雄

依願免本官

【東京十五日發電通】十五日の定例閣議は午前十時より首相官邸に開催、先づ內閣總理大臣及び閣僚總出席の上、內閣總理大臣より後藤內相より後藤內相より後藤內相

スポーツの夏酣に　健兒覇を爭ふ

十六日より臺南綜合運動場で　參加五團意氣昂し

球野校學等中島全

會大選豫選部南

（第十回）
（四回）
（內申）
（部野）

試合前部一次豫選會に關する部會は既報の如く來る廿五日午前八時開會の筈なるが當日は豫選會を終了し午後一時より決勝戰を行つて優勝チームを決定する事に變更された

閉會式　有に續き優勝チームに對し臺南州內地方廳內地方廳長官賞を授與した上午後六時の閉會の際に來る廿七日の決勝戰を觀に來る代表者出場に關する注意事項の發表があつて散會を宣言する筈である

參加五團意氣昂し

島內各州の建築法規に比し

花蓮港は餘りに過る！

ご廳當局に反省要求か

三氏出發

清水參謀長　馬公發

大圳實行組合で　優良村視察

新豐郡で最初の試み

牛と途伴れて　百姓冥土へ

落雷に見舞はれ

高女出身の若き女性に　更に高等教育　宜蘭郡で

問題山積の嘉義市　無用の長物に惱む

市政委員追加發表で　果然廣谷市尹に非難

南部中等校　野球大會豫選

十五日、組合せ決定

中等校野球試合　各チーム茶話會

今川知事も出席激勵

馬公一公訓導の　兒童毆打事件

又蒸返して道議途訊紛々

漁村不況益々深刻

家族五人を抱へ　債鬼に責られ縊死

魚は獲れず借財はかさむ　鳳山郡紅毛港の漁師が

花蓮港近江屋の　妹がコカイン自殺

遺書には兄夫婦へ怨の數々　家庭不和が原因か

馬公一公の　移轉行惱み

兒童毆打事件が影響す

臺中の　コレラ騷動

患者の足どりを追ひ　片つ端から消毒、交通遮斷

十六日朝から　消毒實行

野菜生魚に　消毒のお觸れ

大恐慌の臺中市

ペーパア詐欺とは　別箇の贋造團

一味五名逮捕送局さる（臺南）

臺中の　廢告美術展

屏東公質で　十六日公賣

屏東の選擧　青果代議員

屏東青年團　產指講習會

內海知事番地　視察日程決定

博愛團問題で　州の意向聽取

郡で　宜蘭

更に高等教育

高女出身の　若き女性に

大隊の　耐熱行軍

第二大隊の　耐熱行軍

臺中の　患者の足どりを追ひ

片つ端から消毒、交通遮斷

十六日朝から　消毒實行

野菜生魚に　消毒のお觸れ

大恐慌の臺中市

ペーパア詐欺とは　別箇の贋造團

一味五名逮捕送局さる（臺南）

産業組合視察

斗六

大湖

板橋

新竹

武道講習

竹

新竹

精臺供養祭

基隆　夜話

内海知事番地　視察日程決定

屏東青年團　產指講習會

屏東の選擧　青果代議員

屏東公質で　十六日公賣

臺南市　議當選員會

清水參謀長　馬公發

大圳實行組合で　優良村視察

新豐郡で最初の試み

牛と途伴れて　百姓冥土へ

落雷に見舞はれ

高女出身の　若き女性に　更に高等教育　宜蘭郡で

問題山積の嘉義市　無用の長物に惱む

市政委員追加發表で　果然廣谷市尹に非難

南部中等校　野球大會豫選

十五日、組合せ決定

中等校野球試合　各チーム茶話會

今川知事も出席激勵

馬公一公訓導の　兒童毆打事件

又蒸返して道議途訊紛々

漁村不況益々深刻

家族五人を抱へ　債鬼に責られ縊死

魚は獲れず借財はかさむ　鳳山郡紅毛港の漁師が

花蓮港近江屋の　妹がコカイン自殺

遺書には兄夫婦へ怨の數々　家庭不和が原因か

馬公一公の　移轉行惱み

兒童毆打事件が影響す

臺中の　コレラ騷動

患者の足どりを追ひ　片つ端から消毒、交通遮斷

十六日朝から　消毒實行

野菜生魚に　消毒のお觸れ

大恐慌の臺中市

ペーパア詐欺とは　別箇の贋造團

一味五名逮捕送局さる（臺南）

臺中の　廢告美術展

屏東公質で　十六日公賣

屏東の選擧　青果代議員

屏東青年團　產指講習會

內海知事番地　視察日程決定

博愛團問題で　州の意向聽取

郡で　宜蘭

更に高等教育

高女出身の　若き女性に

大隊の　耐熱行軍

第二大隊の　耐熱行軍

産業組合視察

斗六

大湖

板橋

新竹

武道講習

竹

新竹

精臺供養祭

基隆　夜話

?獨?芬?英?米?日 人界世る た 颯爽 ふ狙をルトイタの府羅

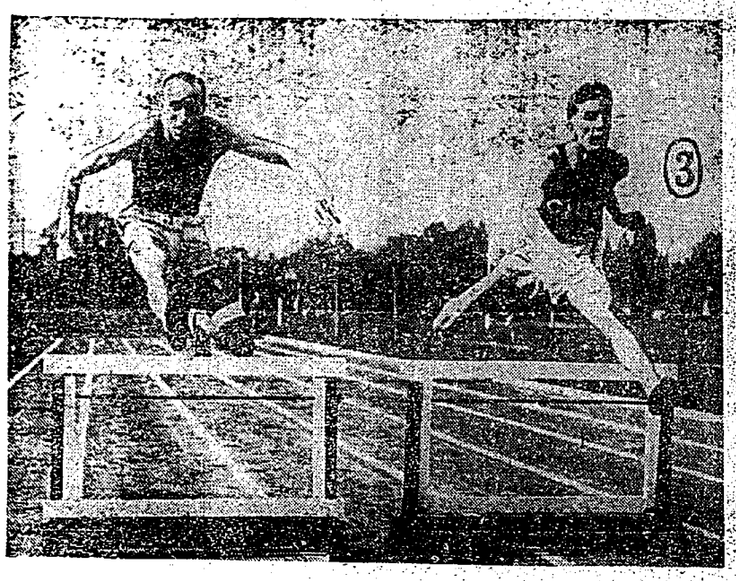

(3)ジャック・ケラア　ジョージ・セーリング(米)

オリムピック第三日に行はれる高跳競技は米國選手の獨壇場で、十四呎五以上のハードラアが十數名控へてゐる中でも十四呎フラットのオハイオ大學のジャック・ケラア、十四呎一のアイオワ大學のジョージ・セーリング等は最有望株の一である（寫眞はジャック・ケラア（右）とジョージ・セーリング（左）のハードリング

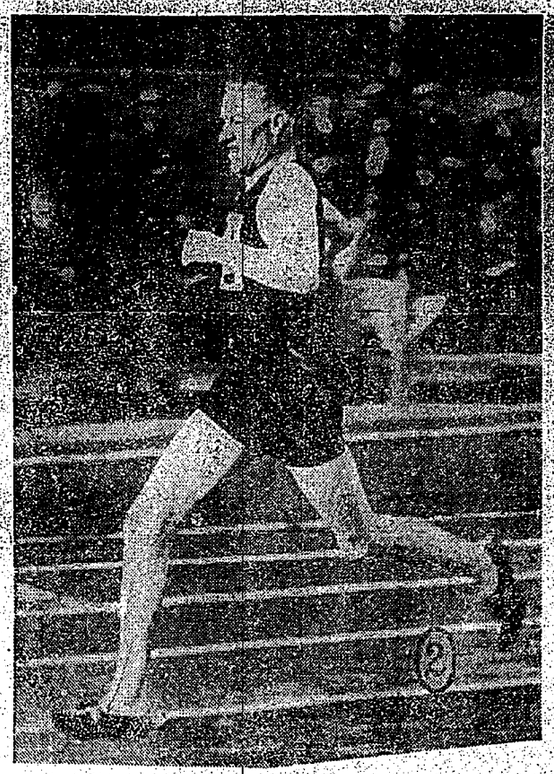

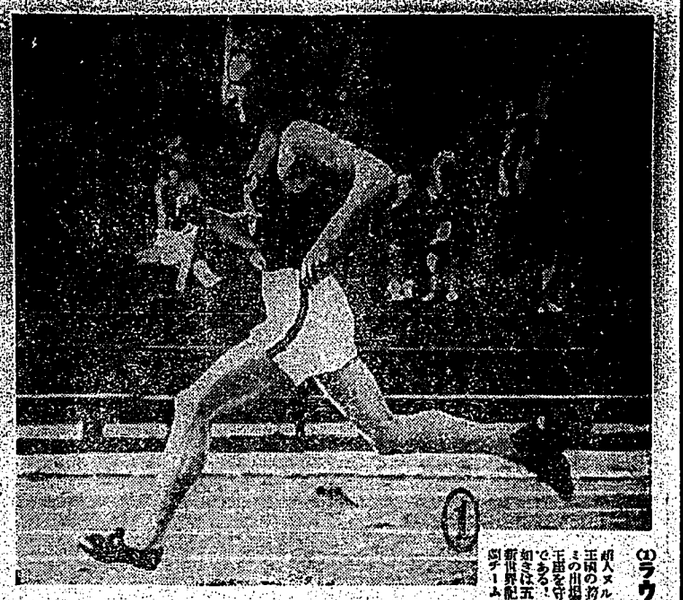

(1)ラウリ・レイチネン（芬蘭）

前人ヌルミに依つて世界に長距離王國の名を贈まにする芬蘭はヌルミの出場が不可能となつてゐるが、其王座を守る勇將は、實に多士濟々である！中にもレイチネン選手の如きは五千米に十四分十六秒九の新世界記錄を作り、ヌルミ無き芬蘭チームの後に英雄の氣を吐いた

(2)ハリイ・ラルヴア（芬蘭）

ラルヴアは芬蘭の長距離界のペテランで、前回のアムステルダムでは三分五十三秒二で千五百米に優勝したオリムピックチャムピオンだ、今度の大會では米國の新進ジーン・ヴェンツケ、獨のペルツア、英のトーマス等と猛烈な競合ひを演ずることだらう

(4)ベン・イーストマン（米）

最近の米國殿陸界の新人中に嘱目されてゐる中距離の天才は、スタンフオードのベン・イーストマンだ、彼は名コーチ、テムプル・ソンの指導の下に、著々と現在の地歩を築き上げたもので、その勝の無いフオームは、不勝の感銘に力づけられて遂に四百米に四分砂四八百米に一分五十砂の世界新記錄を生んだ、來るべきオリムピックに於て最も米國の期待を掛けてゐる有望株である（寫眞はイーストマンのゴール、イン）

(5)ジョージ・スピツツ（米）

オリムピックを控へて米國陸界を震撼せしめたのは中距離のイーストマンと走幅跳のスピツツを發見したことだつた、スピツツは羅育アスレチック倶樂部に屬し最近二米〇四を跳んでゐるから、走跳に於る彼の優勝に先つ勝かない所と見られてゐる（寫眞はスピツツの走高跳）

(6)リチャード・バーバア（米）

走幅跳に於ける第一回オリムピック以來第七回を除いては全部米國が選手權を保持してゐるが我が誇る選手ハイチの黒人カーター氏が負傷をしてゐるので、米國も大苦戰を免れない模樣である、米國チームの主力は南加大學の新人リチャード・バーバアで、昨年のベスト・レコードは七米七〇だつたが本年七米八十五位の實力ありと見られてゐる

△婦人の高級職業

月收數百圓▲文部省認可▲入學資格は女學校卒業程度▲修業年限三ヶ年▲ハガキで申込めば詳細規則書進呈▲東京代々木原宿女子職業學校

東京整容學院

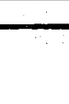

やきが

臺銀の配當復活は
島内財界に好刺戟
株價は三圓五十錢方昂騰

決算期の常例と輕視出來ぬ

配當復活　臺銀東北による資銀行は十四日の閣僚會議に於て今期の決算につき從來の慣例通り一圓一割の配當を爲すことに決定したが、臺銀株は當日來早くも五分配當說傳はり買氣旺盛にて一圓一割の配當に近づくと共に値が上つて新株の三十四、五圓までは買はれるを例としそれが無配に決定すると失望的に下落すること屢々なつて賭國となり續騰されてゐた、今回の値上りもこの配當を豫期する機關は殆ど切無く々當り來り臺北實業者の如きも從來の配當以外に於ても一攫千金をなしたが、從來の配當復活も島内各銀行の爲めにも指導的の意味を以て配當すれば島内各銀行も配當復活が出來、財界を生氣付ける效果もあるのだからこの際は各方面から當局の知一層奮發されてゐるのであるが、何分ハニツク當時一億八千五百萬圓の特別融資を受けた手前、假令それは貰つたも同樣であるとは云へ配當復活の障害となつてゐる觀もあり財界の實態も一時不安視せられた關係上大事をとり無配のまま今日に至つた次第である、併し乍ら

無配當が　除りに永く續くことは臺銀そのものが發券銀行としての機能を失ひ本島の開發といふ本來の使命を遂行し得ないといふことを裏書されるやうに見られて兌換統一論者に乘ぜられる事にもなり臺銀自身に取つても甚だ不利であるから愈々世人の要望を容れ

配當復活　の決意を爲したものではないかとみられてゐる

周圍の事情から
配當可能性は多い
大藏省の意向次第だ

荒木臺銀理事談

△島樹林商事十圓（四二千五百株）　價（四十）

七、八月植　四〇錢
九月植　四〇
十月以後植　三〇
二、七〇

御島樹林干潮では臨時勤勞として甘富四圓を補助することになつてゐる、植付申込期限は各十圓共七、八、九月植　七年八月末日迄
十月以降植　同九月末日迄
で指定區域は水理實施二七二五號として耕作資金の融資は總額一甲歩に付七十圓以內、十月以降植五十圓以內、島樹林、蕉頭各十圓は七、八月植第一回甲富六十圓以內、第二回四十圓以內、計四十圓以內九月以降植第二回四十圓以內第三回三十圓以內計七十圓以內を貸與することになつてゐる、御區當の貸與二千圓は

△島樹林商事十圓（四二千五百株）　價（四十）

七、八月植　四〇錢
九月植　四〇
十月以後植　三〇
二、七〇

御島樹林干潮では臨時勤勞として甘富四圓を補助することになつてゐる、植付申込期限は各十圓共七、八、九月植　七年八月末日迄
十月以降植　同九月末日迄
で指定區域は水理實施二七二五號として耕作資金の融資は總額一甲歩に付七十圓以內、十月以降植五十圓以內、島樹林、蕉頭各十圓は七、八月植第一回甲富六十圓以內、第二回四十圓以內、計四十圓以內九月以降植第二回四十圓以內第三回三十圓以內計七十圓以內を貸與することになつてゐる、御區當の貸與二千圓は

△鐵道運賃値下
採取時期　千斤當價格
七、八、九月　二圓八〇錢
十月以後　二、七〇

御島樹林干潮では臨時勤勞として甘富四圓を補助することになつてゐる、植付申込期限は各十圓共七、八、九月植　七年八月末日迄
十月以降植　同九月末日迄
で指定區域は水理實施二七二五號として耕作資金の融資は總額、運賃四十圓は指定區域七、八、九月植一甲歩に付七十圓以內、十月以降植五十圓以內、島樹林、蕉頭各十圓は七、八月植第一回甲富六十圓以內、第二回四十圓以內、計四十圓以內九月以降植第二回四十圓以內第三回三十圓以內計七十圓以內を貸與することになつてゐる、御區當の貸與二千圓は

△鐵道運賃値下
採取時期　千斤當價格
七、八、九月　二圓八〇錢
十月以後　二、七〇

御島樹林干潮では臨時勤勞として甘富四圓を補助することになつてゐる、植付申込期限は各十圓共七、八、九月植　七年八月末日迄
十月以降植　同九月末日迄
で指定區域は水理實施二七二五號として耕作資金の融資は總額、運賃四十圓は指定區域七、八、九月植一甲歩に付七十圓以內、十月以降植五十圓以內、島樹林、蕉頭各十圓は七、八月植第一回甲富六十圓以內、第二回四十圓以內、計四十圓以內九月以降植第二回四十圓以內第三回三十圓以內計七十圓以內を貸與することになつてゐる、御區當の貸與二千圓は

臺銀の配當復活問題との關連につき當木理事を訪ふと次の如く語る

成績は　勿論第五分配當するだけの利益は充分あがつてゐる、併し臺銀救濟のみならず一般財界の安定を圖ることは出來ぬタトへば前期の如きは日支事變の爲めに財界の前途は暗澹たる狀態にあり又上海を中心に排貨運動が擴大したので各地各人の買の如き、力ある叫びを聽いてそれを總合調子を以て臺灣米の統制案に對し絕對に反對をなさんとするものである、十七日の大會開催については案內狀を出した次第で外に何等出席勸誘の方法を講じて居ないが、臺灣の人士は皆つて參加するであるから十七日の大會は出席者少くとも三百名以上に上る見込である

財界の　前途を何う見てゐるか、それによつて臺銀配當問題も關聯し來らうと思ふ、尙臺銀手形と配當問題とは直接でなく間接に多少關係を持つてゐるが、此の點は當局の意嚮を待つてゐるが、此の點は當局の意嚮を待つてゐるが、此の點は當局の意嚮を待

ラヂオ・プログラム

今日の番組

—J・F・A・K—
七月十六日（土）

午前の部

【六・〇〇】朝の挨拶（ラヂオ體操）今日のお天氣のお知らせ（臺北のみ）臺北測候所發表
夏季特別講座
【六・三〇】經濟（第三囘）甲種正世
テキストは最後尾で無料でお頒ちいたします。御申込次第
【七・〇〇】四年生の時間：南門小學校發信三次
【七・三〇】五年生の時間：第一師範小學校發信

（ラヂオ受信機製造元七欧無線電機商會提供）

讀切大衆物語（臺北）

【午後八時三十分】

文吉捕物帳

栗島狹衣

あつた。安政の春も過ぎて、文久の秋となつた時、島田の勢力もつきて、天下は勤王派の天下となりかけた。ここで島田の悲劇な最後——それに伴ふ文吉の哀れな運命——とへ人世にとつた道には良き悪きの批判はあつても、人を戯じて人に親ゆるの感念は、一介の土百姓から出た文吉の一生に、次の如く

午後の部

【〇・〇〇】放送用語ニュース
【〇・二〇】銀座發信（レコード）銀座で臺北のみ聽取
一、組手の國二、都々逸：春風やさき三、立山節四、二上り新

夜間の部

【七・〇〇】雜誌の紹介講座（第四囘）
【七・三〇】未定（臺北のみ）
【七・三〇】野球大會に因む吹奏樂（レコード）（臺北のみ）
一、選手の入場二、千代田城を守る三、帝國海軍軍樂隊行進曲（それの二）山下利男

【七・〇〇】雜誌の紹介講座（第四囘）
【七・三〇】未定（臺北のみ）
【七・三〇】野球大會に因む吹奏樂（レコード）（臺北のみ）
一、選手の入場二、千代田城を守る三、帝國海軍軍樂隊行進曲（それの二）山下利男
【八・〇〇】古典と新日本音樂（臺北のみ）
一、八重衣二、巻の照三、鶴亀四、鶴の聲
【八・〇〇】雜誌（臺南のみ）發信
【八・〇〇】講談（臺南のみ）發信
【八・二五】長唄（臺南のみ）松の翁：明治維大衆樂隊發表：開幕の寒ラヂオ、三味線伴奏囘數
【八・三〇】流行歌（臺南のみ）
【八・三〇】子供の時間：模型飛行機製作講座：フオッカー旅客機の製作法（その二）山下利男
【九・〇〇】流行歌大衆物語（ラヂオ受信機製造元七欧無線電機商會提供）：流行歌物語（臺北のみ）
【九・二〇】時報（八重洲無線（臺北）測候所發表）：臺湾時報
【九・三〇】ニュース（臺北のみ）：臺湾日日ニュース（臺北のみ）：臺湾日報新報ニュース（臺北のみ）：公共事業局發表：明日のラヂオプログラム發表

▲立やま
▲かいあん寺

長唄（臺南のみ）

【午後八時十五分】
唄　大寒優曇　鐘
囘　君の寒ラヂオ
三味線　杵屋正里
囘　金波樓パック
昔の隣に親を結ぶ松の緑、翁の友とたとえど久しき、九千年の鶴

▲松の翁

中等學校の野球大會

臺南で中繼放送—

野球大會に因む吹奏樂（臺南のみ）

【午後七時三十分】

▲選手の入場
▲千代田城を護りて
帝國海軍軍樂隊

▲君が代行進曲
▲臺南中等學校野球大會の歌
▲有合唱
陸軍戸山學校軍樂隊
▲野球應援歌
これは西條八十氏の作詞に國内第三氏作曲で、獨唱は田谷力三氏の美しいテナーである
▲オリムピック行進曲
我等スポーツ日本を世界に宣明するロサンヂエルスの世界オリムピックに出場する我等の代表を送る歌で、獨唱は中野忠晴氏作曲は山田耕作氏である

▲刺身
▲鯛の姿造り　鯛のあらだき　鯛潮煮　鯛茶漬　鯛一尾、鯛潮煮壹本、わさび一本、大根四十五、醤油百立囘
▲小鉢
冬瓜二百五十立囘、小海老五囘、枝豆百立囘、煮出し六百立囘、味醂二十立囘、塩少量、味醂二十立囘、片栗粉十五立囘
▲椀
唯米形麩鮮結びかいわり湯葉汁　鯛鮮一枚、かいわり麩三十本、清汁百立囘

▲税
▲雛
▲流
▲五
▲四
▲第四
▲テキ
▲家
▲速
▲復
▲夏
▲夏
▲家
▲趣
▲趣
▲古
▲曙
▲臺
▲臺
▲連
▲補物
▲化頭巾（第五席）
▲端唄（臺南のみ）
▲書間娯樂時間（臺北のみ）
▲臺日歌壇
▲環境を物語る
▲各國子供氣質（下）
▲イギリス
▲巴里では
▲外國人と
▲野蠻人の
▲嵩なかだち
▲外務掛
▲看護婦募集
▲女給十名急募
▲貸家
▲恩給
▲電話
▲恩給
▲電話
▲貸電話あり

曙光

（46）

生方敏郎作
中野修二畫

百花園（一）

百花園の主人——古い大江戸の文人趣味の點にもとづいて、この百花園を經營してゐる主人として、彼は案外年若く、背丈は三四寸の年長にしか、見えなかつた。主人に招かれて園の隠居所に通されて、

「これはこの庭で催しました觀菊會の寄合の時の口上でございます。」

と、いつた。背丈は一寸ばかりあつた。

「これなら、僕のところへも先日來てゐたと思ひます。」

「あの時御來合せ下さいましたか？」

「いえ、都合が惡くて、參りませんでしたが。」

「あの日は、あいにく雨がふり出したので、おいで下さるお方もすくなくございましたが、背丈に火を入れまして、しとしとふる秋雨の中に、靴の音を聽く風情は、また格別だ。なんて喜ぶ方にも大そうおよろこびでございました。」

「さうでしたか？それは面白かつたでせう。」

「また翌日に、もう一度參ることになつてをりますから、その時は何卒おいで下さいまし。」

背丈は、園子と一しよなら、來たいとも思つた。

「今度はなるべく來ることにしませう。園子さん、あなたも來られる？」

「ええ、お供させていただくわ。」

二人は、主人に挨拶して、園を一巡りした。萩のトンネルをくぐつたが、花は扉半ばしぼんで、淋しいのと今盛く咲いてゐるのと混つてゐた。

「萩はやつぱり盛の方が、綺麗なのね。」

「何だつて、大抵の植物が、盛の方が見られるさ。花はいいといつても、一日か二日のことだもの。だから、庭に植る木は、蕾のいいものを選ぶんです。モクコクとかモチとか總とか銀杏とか槇、葛野槇、みんなさうでせう。だが、園子さんここは隠居といふ方だね。」

「隠居だから、いいんぢやない？」

「隠居萬歳だね。僕はそんな年寄りぢやないもの。」

「殿さんとお呼びせさへすれば、隠居も若木の花の咲く、園路の散るに時を得て、優雅十分の心持ちだらうと、思ひますが。」

「殿さんなんて、僕は、いやだな。兄さんと呼んでくれ玉へ。」

「うん、叔父さん、私を可愛がつて下さる叔父さんよ。私、今から先生を、叔父さんて、いはうか知ら。」

「殿さんのやうな氣がするわ。叔父さんなんて、僕は、いやだな。兄さんと呼んでくれ玉へ。」

「うん、叔父さん、私を可愛がつて下さる叔父さんよ。私、今から先生を、叔父さんて、いはうか知ら。」

「殿さんのやうな氣がするわ。叔父さんなんて、僕は、いやだな。兄さんと呼んでくれ玉へ。」

「成金さんの、栃木屋の手間かかつた處はいやだね。自然のままに近い、渡りやりに見ることろ、ここの主人の氣もあるのかも知れないしかし、一方からいへば、ここは經營費がかさうだから、そのために振り廻されてるやうにもいへる。とにかく隠居の味はいい。隠居に並ぶ若い婦人たちも、よい題材になりさうだ。ねえ、園子さん、あなたはさう思はない？」

「殿人やなんだつていわ、先生と若旦那、兄さんだつていわけど、先生には叔父さんと呼べないわ。」

「やや、なに、殿人？」

「叔父さんのやうな氣がするわ。叔父さんなんて、僕は、いやだな。兄さんと呼んでくれ玉へ。」

「うん、叔父さん、私を可愛がつて下さる叔父さんよ。私、今から先生を、叔父さんて、いはうか知ら。」

「殿

コレラ北部へ侵入

患者は大稻埕の知人を訪問した形跡

連れ子を同伴して來北

新竹で發生コレラ患者と決定した臺中州大甲郡龍井庄五十六番地前田居住日雇勞働者黃阿木（三十二年）は實母（五十）と連れ子曾氏寶（二）を同伴して新竹臺北方面に行くと云つて出たが前日の朝となつたもので現在實母の知れを調査を行つた結果本生が發したと發表した

【新竹電話】新竹市に發生したコレラ患者は、發病後に於て何もなく死亡した、當局發表には發生地と發見の場所とを發表しないが、實は新竹市内永樂町四丁目番地金如泰（四五）方裏の一室で發病したもので、同家は五丁目番地の李木生が經營する旅館で、李木生は十二日頃から新竹市内に滯在中であつたが、十三日朝突然發病したので、同家の者は驚いて新竹醫院に入院させたが、同日午後一時頃死亡したので、新竹署では直ちに警官を出張させて、同家の者及び李木生の行先きを取調べたところ

漢文臺灣日日新報

明年度豫算編成方針
十五日閣議決定
對時局應急施設費

十五日東京電。十五日定例閣議。決定明年度豫算編成方針。並對於本年度時局應急施設之件如左。

一、一般事項之要求。惟限於緊急不得已者。

二、現行經費。各省務以既定經費之節約。充此財源。

三、滿洲事件費。應今後情勢。別途計議。

四、昭和八年度概算。限至昭和七年八月十日提出。

五、各特別會計。亦準前各項。其概算限至八月二十五日提出。

對於時局應急施設經費之件。昭和八年度有所要額之時。依別途閣議決定結果。追加提出。對於時局應急施設所關經費之件。

來臨時議會。作昭和七年度追加豫算案提出之對於時局應急施設所關經費至七月二十二日。提出要求書於大藏省。

美代表將提出美案
於一般委員會

十四日華府電。軍縮會議美國代表魏武遜氏。十四日對貴院遜議長。副察文決議案。若副不過一片無意味聲明。則美國對於一般委員會。有提出決議案之意向。右美國案之決議案。既經作製。其內容包含對於軍縮案主要原則。殊如美國堅持主張兵員削減所關提議。擬之討議延期。而提出於二般委員會。可得滿場一致贊成之決議案中。必使包含此事。一方德國俄國。對於察文決議案。將提出徹底的軍縮決議案。

俄國贊成軍備縮小
代表通告軍縮議長

十四日華府電。蘇俄軍縮代表部。對貴院遜議長。通告如左。

一、現有軍備。若不縮小至三分之一。則不論如何決議。皆不得安諾。

一、爆擊機。戰車之全廢。有動重砲戰艦之牠砲。若非制限至百噸以下。則不得安諾。

一、夏休中幹部會。宜製海軍三分之二乘縮案之實際的提案。

兩內親王殿下
避暑鹽原

十五日東京電。孝宮。順宮兩內親王殿下。十五日午前八時五十分。宮城御出門。九時二十分上野驛發車。赴鹽原御用邸。按滯在至九月半。

定例閣議
決定事項

十五日東京電。十五日定例閣議。午前十時。在首相官邸開會。高橋藏相。說明豫算編成方針及應急對策方針。後審議文官分限令。鳩山文相。小山法相。提出修正案。意見交換結果原案修正如左。茲時半散會。

一、文官分限令第十一條第二項。照現行法。

一、同第十一條第四項。追加諸問於文官分限委員會之後項。

一、同第十一條第一項四號。休職者於復職時。附諸文官高等分限委員會之後項。

一、文官分限令第十一條第二項。照現行法。

一、同第十一條第四項。追加諸問於文官分限委員會之後項。

一、同第十一條第一項四號。休職者於復職時。附諸文官高等分限委員會之後項。

律敦卿竝書記長
十五日離京再渡華

十五日東京電。駐滬調查團。與內田外相兩回會見。

團諸滿洲國承認問題。根本的親善有異。與日本政府。成對立地位。知更與日本政府折衝。究無何等所得。律敦卿竝麥土書記長。十五日午前十一時二十二分。從東京乘電車赴橫濱。正午解纜秩父丸渡華。秩父丸於四時八時。入神戶港。十七日午。將由神戶出航。其他委員竝隨員。十六日午後九時二十九分發東京。十七日午前九時三十六分著。二宮。秩父丸與律敦卿會合。鄭蘇特謀一行之使。使秩父丸寄航於青島。一行自青島更換路赴北平。按十九日午後三時抵青島。

小學一年教科書
將著色如繪本
兒童必大歡迎

十五日東京電。十五日官報。小學校一年生教科書。將爲著色如繪本。欲供來年四月入學者三百萬兒童使用。十四日正式決定。色刷教科書。將從來之五十四頁。增加至七十六頁。有三色刷美繪。兒童定必非常歡迎也。

檢察官長更迭

十五日東京電。十五日官報。長崎控訴院檢事古山泰司部任督府法務檢察官（二等）

補臺北地方法院檢察官長督府法務檢察官　武松　久吉

任長崎控訴院檢事（二等）（次席）

豫防宣傳

一、開催生講話。

一、映寫影片。放送無電音。撒布豫防宣傳單。揭示宣傳標。

查患者寄跡處

既報山梧樓來臺北。歸至新竹發病之李木生。寄跡于臺北何處。現尚未明。爲是衛生當局。努力搜查其寄跡地方。然因本人。不能言語。幷不明白。於是急照會于新竹同人錄故者。及梧樓賓客。查問同人以何事到何處。一面臺北。則調查保甲役員保存之名簿及旅館宿泊等云。

發生地爲中心
力行消毒

新竹州當務課。就防疫虎疫協議結局。先將臺生地之永田二〇二番地。吳寶住家爲中心。附近第二公學校及同宿舍。紙工場等。遞斷交通。又患者污物放棄之埤圳。禁止使用。而遞斷區域內。亦禁飲食物販賣。在患家附近井戶所洗食器。衣服等。均押收消毒。更按待六日。註射液到時。對遞斷區域內住民二千五百名。先行注射。次及全市民。而新竹郡南寮。海水浴場。自十五日起。閉鎖一週間。同時亦禁舊港撈魚。又當務部派係員到海線各驛。對乘降客及列車乘客檢疫。期再無一失也。

時評

○

大減省議。決定八年度。節約既定經費。不要求新事業。此固爲國計當務。然民生憔悴。朝野有志。方謀救濟。當議如此。能無爲梗否。

○

政府賞金。豈在獎產。不國人家所謂金器者。一切銷鑠而貿之。寧不達獎產之目的。因頒法帝豫防。一時漸昌之勢以殺。但獎產之目的。何以繼遠之耶。可賞也。

○

皇軍訂來十七日。撤其駐於自治制者。是在滬東味。而其大旨。不外進習國語。民德歸厚。臺人勉乎哉。

○

反對臺米制限。集賓行委員。上京運動。或可收臂指之效矣。事之性質略異。

○

中川總督。北巡之言。有及係由對岸廈門而來。故同地之吐瀉接。應檢猖獗。但疑爲重復。正以電報照會。又援於來十七日出帆鳳山丸。向總領事。送付注射液三萬人分云。

依刑事搜查法
搜查寄跡地

關于發病之李木生。現陷于重態。對本人取調。皆不能。爲是將該事件。依刑事搜查方法。搜索寄跡地等。去十五日。已消滅完了。

新竹州注射
僅一回可以

新竹州。於十七日實施豫防注射。第一次按注射新竹市內。在住者。第二次即州下各郡。順發防注射。普通要受注射二回。今回僅一回便可。此際希免煩當局催促。各自發的受注射云。

臺北急遽動員
檢病調查

宮川衛生課長談

吐瀉疫侵入新竹。即臺中州梧樓人李木生。年五十一。往臺北。歸途因梧樓嚴重警戒。乃於新竹降車寄跡於永田二百一番地吳寶處發病一週。已如前報。臺北州衛生課。十五日午前十時半。接此報告。現正連絡。檢病調查。就此宮川衛生主任談曰。

現在接到報告。正照令豫策中。更訂本月十八日。午前十時。招集郡下各街庄長助役。及關係者。到郡會議室。說各街庄提出之案。以制定街庄是云。

臺北州集郡市係官
開防疫策商會

決定豫防注射早發見宣傳等

既報臺中州梧樓港吐瀉症發生。已死四名。現保菌者有五名。內有旅行于臺南。去十五日。有在新竹發病者。據取調結局。判明其人到臺北。爲是該吐瀉疫或至蔓延全島。亦未可知。而臺北州下。擒有本島門戶之基隆。淡水兩港。非常危險。去十四日由州當局。召集各郡警察課長。臺北市南北兩署及基隆署各衛生主任。臺北衛生課長。淡水他及一般住民。

豫防注射

一、施行地域。臺北市。基隆市。淡水街。同八里庄一部。蘇澳庄蘇澳等在住者全部。

一、施行順序。對水上生活者。警察官吏。男女青年團員。壯丁團員。鐵道關係及同宿舍。紙工場等。

一、施行豫定。十六日午後九時。開始第一次及全市民。而新竹郡南寮。海水浴場。自十五日起。閉鎖一週間。同時亦禁舊港撈魚。又警務部派係員到海線各驛。對乘降客及列車乘客檢疫。期再無一失也。

豫防宣傳

一、開催生講話。

一、映寫影片。放送無電音。撒布豫防宣傳單。揭示宣傳標。

查患者寄跡處

既報山梧樓來臺北。歸至新竹發病之李木生。寄跡于臺北何處。現尚未明。爲是衛生當局。努力搜查其寄跡地方。然因本人。不能言語。幷不明白。於是急照會于新竹同人錄故者。及梧樓賓客。查問同人以何事到何處。一面臺北。則調查保甲役員保存之名簿及旅館宿泊等云。

發生地爲中心
力行消毒

新竹州當務課。就防疫虎疫協議結局。先將臺生地之永田二〇二番地。吳寶住家爲中心。附近第二公學校及同宿舍。紙工場等。遞斷交通。又患者污物放棄之埤圳。禁止使用。而遞斷區域內。亦禁飲食物販賣。在患家附近井戶所洗食器。衣服等。均押收消毒。更按待六日。註射液到時。對遞斷區域內住民二千五百名。先行注射。次及全市民。而新竹郡南寮。海水浴場。自十五日起。閉鎖一週間。同時亦禁舊港撈魚。又警務部派係員到海線各驛。對乘降客及列車乘客檢疫。期再無一失也。

本島人葉清耀氏
授與法學博士

爲島人法博之嚆矢

十五日東京電。十五日官報有左記學位授與之發令。

法學博士（明大）葉　清　耀（臺中）

（刑法同意論）

開業醫師葉氏籍臺中州東勢郡出身。畢業臺中師範學校。曾於學業。明治四十一年。合格普文。勤務於臺中廳法院書記。兼通譯。後負笈東京。留學明大。卒業後應試行護士試驗。大正八年爲本島最初合格者。四年後臺北市開業。任臺北市協議會員。現在臺中市開業。任臺中州協議會員。兼臺中市會議員。及臺中醫師會長。爲本島人法博之最初者。與話人。爲人肥滿。年近壯齡。

臺北市小公校職員
島內旅行

臺北市小公學校職員十七名。訂來十七日。就島內旅行之途。觀察鵝鑾鼻。阿里山等處。按二十三日歸北。

海山生
慰祝先聖

板橋新平安庇。自開劇場今。值十週年。此回部落親典。卜來二十四日起。至二十六日。續辦全振祭等內。演戲數齣。又二十七日。午後六時。在等內設宴。招待官紳數百名。另特製金德風帆。錨旗一艘。並會員林朝隆林永安兩氏。寄贈三角金德旗旗各一對。以作記念。開祭北港祭祀。亦欲倣板橋按以表祝意。且由莊波邱丙古江榮國三氏。極力籌備云。

自治標語

板橋街役場。欲圖街民德和協力一致。使其標語自警街之發展。募集方法如左。

一、募集範圍。板橋街住民。

二、募集締切。昭和七年八月末日。

三、應募用紙。要記入住所氏名。但無用紙亦可。

四、應募點數。一人二點以內。

五、投稿處。板橋街役場。

六、入賞方法。一等賞金五圓一人。二等賞金三圓二人。三等賞金一圓三人。入賞發表期日。期限後二週間內。對入賞者通知。或由本街揭示場告示。

斗六
販布砂利
北港

斗六郡下各道路不良。自村田鑒務課長。赴任以來。即設法調查改善。而附近海岸產砂利。豐富成績頗良。將連日運搬砂利。販布於各處道路。始測見完備。定能增進云。

開懇談會

北港郡四湖庄遠藤組合。訂十七日午前十時。在同組合事務所。開役職員。信用評定員。區委員會庄正。其他等之懇談會。出席約五十名。

高　雄
酒場繁榮

爲雄市發埕町方面。自數年來本島人所經營之料理飲食店。頗呈繁榮。今則生意寂寞。大不如前。反是前不曾見之酒場。已突出有五六間。且皆門前若市。大有壓倒不振之概。亦多改起酒場之。

煙案罰金

注射液三萬人分

寄贈厦門
爲日華親善計

食特許者。開催以所感謝狀。供給他人需用。將多少金錢。充生活費。當局則注意之。十三日午前十一時。在自宅將阿片隨意。給與滿町四丁目十七番地新興。年五十五）懲役。轄樂堂町派出所巡查梁福。即住徐寄。各處以二十圓之罰金云。

澎　湖
披露盛況

馬公要塞司令官。參謀長任本島。受一般重要官長歡迎。發於去旬。開催各關係者。約八十餘名。席定鈴木司令官起而發聲。稱而山內海軍司令。代表一同答謝。歡宴中放送曲。宴畢未話懺治。七時三十分餘。盛況裡散。

表彰歡迎

前報錄四庄。於始政紀念日。受當路納稅表彰。庄民引爲光榮。以十年間受過二次。不可無對各關係者。杯酒巨觴。以表謝意。乃於去十日午後三時。在後場開宴。得當路務課長。參與長代理。關島長代理。關島公助役代表。當柳庶務係長。代財務課長。參與庶務係長。渡邊稅務係長。太郎巡查部長。同部兩校長。同管內派出所警察。及庄協議員總代等臨席。陳庄長。起立致賀。曾柳係長。陳庄協議員。洪庄總代等祝詞。宴開紅裙們酒。盛開翻々徐興。歡宴至六時頃。猶餘興數段興盡。散以自動車。散陳庄長。

臺北市某會長
將要求市議員增加
鑑於邇來人口激增

臺灣市協議會員。現在臺北市三十名（內一名缺員）。臺中。臺南市二十五名。臺中。嘉義。市各二十名。臺北多於臺南倍以上。臺臺北二十四萬。臺南十二萬。臺中。嘉義五六萬而已。而協議會員數。相去無多。前此有識者。曾倡議要求增員之事。不日某會。長會議。將附議西區煤煙防止及要求市議員增加爲五十名之事。夫市議定員。乃照大正九年十月市街庄制施行當時人口之程度。十一萬。定之。今已十五萬。人口之增加。幾及半倍。故有此要求。

陳水就縛
三名全部到案

新莊郡留置場脫走犯人陳潛伏於五股庄觀音坑々口山中。被山本刑事以下刑事防犯隊渡邊巡查等發見。來二十四日。至二十六日。續辦全振祭等內。演戲數齣。又二十七日。午後六時。在等內設宴。招待官紳數百名。另特製金德風帆。錨旗一艘。並會員林朝隆林永安兩氏。寄贈三角金德旗旗各一對。以作記念。開祭北港祭祀。亦欲倣板橋按以表祝意。且由莊波邱丙古江榮國三氏。極力籌備云。

自治標語

板橋街役場。欲圖街民德和協力一致。使其標語自警街之發展。募集方法如左。

一、募集範圍。板橋街住民。

二、募集締切。昭和七年八月末日。

三、應募用紙。要記入住所氏名。但無用紙亦可。

四、應募點數。一人二點以內。

五、投稿處。板橋街役場。

六、入賞方法。一等賞金五圓一人。二等賞金三圓二人。三等賞金一圓三人。入賞發表期日。期限後二週間內。對入賞者通知。或由本街揭示場告示。

斗六
販布砂利
北港

斗六郡下各道路不良。自村田鑒務課長。赴任以來。即設法調查改善。而附近海岸產砂利。豐富成績頗良。將連日運搬砂利。販布於各處道路。始測見完備。定能增進云。

開懇談會

北港郡四湖庄遠藤組合。訂十七日午前十時。在同組合事務所。開役職員。信用評定員。區委員會庄正。其他等之懇談會。出席約五十名。

高　雄
酒場繁榮

爲雄市發埕町方面。自數年來本島人所經營之料理飲食店。頗呈繁榮。今則生意寂寞。大不如前。反是前不曾見之酒場。已突出有五六間。且皆門前若市。大有壓倒不振之概。亦多改起酒場之。

煙案罰金

注射液三萬人分

寄贈厦門
爲日華親善計

梧棲續發
眞性二名

梧棲街四百七十八番地陶器商人陳琴。年四十三。及三男陳火傳。年十三。父子兩人。十四日臺病。受檢鏡中。十五早。被決定爲眞性。

傳染徑路
全然明白

安達衛生課長談

就此次吐瀉疫侵入。與其傳染徑路。安達臺中州衛生課長談曰。患者八九人。其傳染徑路。全然明白。在船內發病之合與驛船長王維新。年五十六。水夫郎邊。年四十。同郎巧。年同十。當出入於貿易商梧棲泰豐商行處。而罹於是疫之曾江返。年五十六。曾氏棲。年二十三。與泰豐商行僧賜一壁時常出入。又在沙鹿發病。歸梧棲自宅死亡之王朱在。年三十三。屬船內苦力。每值對岸駁船入港。則往出貨。然彼云此次合興驛入港。卻未往出貨。果實與否。不無疑問。終若十四日發病之陳琴。年四十三。及三男陳火傳。年十三。父子兩人。爲對岸陶器之行商人。由此推之。此次之吐瀉疫。尚未蔓延至與船無關係之人。目下除病原地之梧棲。與隣接部落。王朱在所往之沙鹿。交通遮斷外。務使病菌。不出於他處。極力防遏中。梧棲及沙鹿。每日至午前午後。二回施行檢病調查。十四日陳琴父子。亦爲此調查發見者。十五日。臺中州下公醫全部總動員。交通遮斷。對兩地住民。舉發防注射。鹿港本島人所經營之料理飲食店。頗呈繁榮。今則生意寂寞。大不如前。反是前不曾見之酒場。已突出有五六間。且皆門前若市。大有壓倒不振之概。亦多改起酒場之。

臺北市小公校職員
島內旅行

臺北市小公學校職員十七名。訂來十七日。就島內旅行之途。觀察鵝鑾鼻。阿里山等處。按二十三日歸北。

海山生
慰祝先聖

板橋新平安庇。自開劇場今。值十週年。此回部落親典。卜來二十四日起。至二十六日。續辦全振祭等內。演戲數齣。又二十七日。午後六時。在等內設宴。招待官紳數百名。另特製金德風帆。錨旗一艘。並會員林朝隆林永安兩氏。寄贈三角金德旗旗各一對。以作記念。開祭北港祭祀。亦欲倣板橋按以表祝意。且由莊波邱丙古江榮國三氏。極力籌備云。

自治標語

板橋街役場。欲圖街民德和協力一致。使其標語自警街之發展。募集方法如左。

一、募集範圍。板橋街住民。

二、募集締切。昭和七年八月末日。

三、應募用紙。要記入住所氏名。但無用紙亦可。

四、應募點數。一人二點以內。

五、投稿處。板橋街役場。

六、入賞方法。一等賞金五圓一人。二等賞金三圓二人。三等賞金一圓三人。入賞發表期日。期限後二週間內。對入賞者通知。或由本街揭示場告示。

斗六
販布砂利
北港

斗六郡下各道路不良。自村田鑒務課長。赴任以來。即設法調查改善。而附近海岸產砂利。豐富成績頗良。將連日運搬砂利。販布於各處道路。始測見完備。定能增進云。

開懇談會

北港郡四湖庄遠藤組合。訂十七日午前十時。在同組合事務所。開役職員。信用評定員。區委員會庄正。其他等之懇談會。出席約五十名。

高　雄
酒場繁榮

爲雄市發埕町方面。自數年來本島人所經營之料理飲食店。頗呈繁榮。今則生意寂寞。大不如前。反是前不曾見之酒場。已突出有五六間。且皆門前若市。大有壓倒不振之概。亦多改起酒場之。

煙案罰金

注射液三萬人分

寄贈厦門
爲日華親善計

腦膜炎小兒多染
必於未發時先醫治

小兒科開業醫郭火炎氏談

最近臺北市。及艾山郡管內。兒女患腦膜炎者。頗多。其血而發。或由鼻。咽喉。中耳。經淋巴道而來。然多難治也。第四乘液性腦膜炎。百日咳。胃腸障碍。癩瘡。流行感冒。中耳炎。恐因痲疹强之細菌侵入。或由其毒素作用而然。但此却能醫治。要之。以上諸症。必其初染他病時。先行醫治。則易爲力。聞遲其發後著手。則難見功矣。

目擊溺死不救
求刑二年

昨日控訴公判

去一月二十一日。目擊幼兒溺死於糞池中不救之被告婦臺北市東園町二百八番地周許枕。年三十六。所問遺棄致死案件。去四月。在臺北地方法院判決懲役三年。問此控訴。第二回公判。去十五日午前八時半。在高等法院刑事部法廷。由緒方裁判長。伊藤檢察官立會。之下開廷。檢察官求刑懲役二年。次橫山辯護人。述辯論。要旨。被告之所爲。雖出於不注意。然其結果。使幼兒死亡。其責任重大。不可不謂之重過失。且被告。對於幼兒。有保護義務。而不保護。其罪不可不謂之重。原審判決。其量刑。不可謂之不當。本件控訴。不能認爲有理由。應棄却之。辯論終結。言渡期日。定來十七日午前九時。在玉川公學校舉行。競技種目。分百米。四百米。一千五百米。五千米。走幅跳。走高跳。投砲丸。七千二百五十七瓩等。會員爲市內在住學校職員。及中等程度以上學校之出身者云。

警官練習所
特科生赴新竹

督府警官練習所特科生。自數年來。每年一回。派遣新竹州警官練習生。今年亦於十五日。由數官。僧率。午後二時二十七分。自臺中驛發程。午後五時。到新竹下車。即赴新竹神社參拜。次到州廳。訪問。武內警務課長。次到州廳。訪問。武內警務課長。

嘉市青團
出場選手豫選

嘉義市因臺南州下青年團體育會。出場選手豫選會。定來十七日午前九時。在玉川公學校舉行。競技種目。分百米。四百米。一千五百米。五千米。走幅跳。走高跳。投砲丸。七千二百五十七瓩等。會員爲市內在住學校職員。及中等程度以上學校之出身者云。

有馬男爵一行
訪如水社

有馬男爵。宮森。美代子外三名。去十四日午後五時。訪臺北。如水社。此番來臺目的。在于欲知臺灣人團體意見。而與之接洽云。

田端專賣局長
視察東部

田端專賣局長。偕祕書及文衛兩係長。去十五日午前七時。搭自動車。發臺北。經新任之總。搭同十一日二時二十分發列車。赴宜蘭云。

皮膚病
高產婦人科醫院

臺北市榮町（電三三八六）
臺灣產婦人科醫院
醫學士　大栗（紘一）
臺北市新起町一ノ七（電話六五〇）

注意防疫

最近臺北市。及艾山郡管內。兒女患腦膜炎者。頗多。其血而發。或由鼻。咽喉。中耳。經淋巴道而來。然多難治也。第四乘液性腦膜炎。其先必起肺炎。百日咳。胃腸障碍。癩瘡。流行感冒。中耳炎。恐因痲疹强之細菌侵入。或由其毒素作用而然。但此却能醫治。要之。以上諸症。必其初染他病時。先行醫治。則易爲力。聞遲其發後著手。則難見功矣。

腦膜炎小兒多染
時評
臺灣日日新報
臺灣日日新報
臺灣日日新報